



韮崎市公告第46号

地域農業経営基盤強化促進計画（変更）の縦覧について

地域農業経営基盤強化促進計画（変更）について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

令和7年10月18日

韮崎市長 内藤 久夫



- 1 地域農業経営基盤強化促進計画を変更した地区
韮崎地区・穂坂地区・藤井地区・中田地区・穴山地区・神山地区
旭地区・龍岡地区
- 2 縦覧期間 令和7年10月18日から令和7年10月31日まで
- 3 縦覧場所及び縦覧時間
・ 韮崎市役所 農政課 韮崎市水神一丁目3番1号
午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日は除く）
・ 韮崎市ホームページ（24時間）
- 4 意見書の提出について
地域農業経営基盤強化促進計画（変更）については、縦覧期間満了の日までに本市に意見書を提出することができます。
・ 書面での提出に限り、電話や窓口での口頭による意見は受けられません。
・ 個人の場合は住所、氏名、法人の場合は所在地、法人名、代表者名を記載してください。
・ 意見書の内容については、公表します。
・ 意見書に対する個別回答は行わず、結果は地域農業経営基盤強化促進計画の公告で行います。
【意見書の提出先】 韮崎市役所 農政課